

2024年4月10日

## 各 位

会社名 株式会社コナカ  
代表者 取締役社長 CEO 湖中 謙介  
(コード番号: 7494 東証スタンダード)  
問合せ先 専務執行役員 CFO 奥村 真  
(TEL 045-825-7700)  
<https://www.konaka.co.jp/>

会社名 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド  
代表者 代表取締役社長 米田 幸正  
(コード番号: 7829 東証グロース)  
問合せ先 管理統括本部長 松本 直司  
(TEL 03-6400-5524)

## 株式会社コナカと株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの 株式交換による経営統合に関する最終合意について

株式会社コナカ（以下「コナカ」といいます。）と株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下「STJ」といいます。コナカとSTJを併せ、以下「両社」といいます。）は、2024年2月20日に締結した基本合意書（以下「本件基本合意書」といいます。）に基づき、本日開催したそれぞれの取締役会において、2024年7月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本件経営統合」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約書（以下「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本件株式交換は、STJにおいては、2024年5月29日開催予定の定時株主総会および普通株主による種類株主総会において本件株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、コナカにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本件株式交換契約の承認を得ずに、本件株式交換が行われる予定です。

また、本件株式交換の効力発生日（2024年7月1日予定）に先立ち、STJの普通株式（以下「STJ株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場において、2024年6月27日付で上場廃止（最終売買日は2024年6月26日）となる予定です。

なお、STJは、本日開催の取締役会において、2024年5月29日開催予定の定時株主総会で事業年度を変更する旨の定款変更を付議すること、および当該定時株主総会で当該定款変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度末日）の変更を行うことを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします（詳細については、11.「その他」をご参照ください。）。

## 記

### 1. 本件経営統合の経緯・背景

STJグループにおいては、2020年2月期より2023年2月期まで4期連続の営業損失、経常

損失、2017年2月期より2023年2月期まで7期連続の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在いたしておりました。これらの状況を踏まえて、STJグループは、当該事象または状況を改善すべく、特に2022年下半期以降、「Reborn計画」により、以下のような全方位的な構造改革および各種施策を断行してまいりました。

(収益構造の改善)

- 店舗業態の転換、物流拠点の統廃合による在庫効率の改善と物流経費の効率化  
(資産効率の向上)
- 固定資産の売却  
(組織変更)
- 社長直轄の経営企画室、IT戦略室設置によるバックオフィス機能の強化など  
(手元資金の確保)
- 2023年5月：コナカ(STJ親会社)を引受先とする18億円のA種種類株式の発行、減資
- 2023年11月：コナカからの運転資金の追加借入れ（3億円）
- 2023年12月：コナカからの運転資金の追加借入れ（6億円）、STJ従業員への冬季賞与の不支給
- 2024年3月：コナカからの借入金（合計5億円）の返済期限の延長
- 2024年3月：STJの金融機関からの借入金に対するコナカの債務保証（保証限度額41億円）

しかしながら、STJの当連結会計年度（2024年2月期）においては、2024年4月4日付STJ公表「減損損失の計上、2024年2月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「2024年4月4日付プレスリリース」といいます。）のとおり、販売費および一般管理費節減に一定の成果は得られましたが、不採算店舗の撤退に伴う店舗数の減少に加え、全体的にお客様の来店数が前年を大きく下回る状況であり、通期の売上高は2023年12月12日付STJ公表「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における予想より3.9%減少の22,724百万円に留まる見込みであります。STJの当連結会計年度の第4四半期においては、インバウンド需要の更なる取り込み、季節対応型商品企画の本格投入などの巻き返し施策を行っておりますが、足元の状況に鑑みましても、5期連続で営業損失、経常損失、8期連続で通期の親会社株主に帰属する当期純損失を計上する見込みであります。

また、STJは合併等の実質的存続性喪失に係る猶予期間に入っており、猶予期間内（2024年2月29日まで）に新規上場審査に準じた基準に適合しなければ、上場廃止のおそれがあるため、前述の施策等に全力で取り組んで参りましたが、猶予期間終了日である2024年2月29日までに適合審査の申請を行うことは現実的に困難であるとの判断に至りました。このような状況を踏まえ、コナカよりこれまでに受けてきた財務的支援（運転資金の借入およびA種種類株式の引受）からさらに踏み込んだ内容の連携を目指すことが最善であるとの考えに至り、コナカに対し2024年1月中旬以降、完全子会社化を含む支援検討を要請しております。その結果、コナカは、STJからの申し入れを受け、STJが現在の株主構成のまま上場廃止となった場合に、STJを含むコナカグループを取り巻くステークホルダーの皆様に対して及ぼしかねない多大な影響を回避するとともに、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、2024年2月20日付プレスリリース「株式会社コナカと株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの株式交換による経営統合に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」（以下「2024年2月20日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしておりますとおり、本件基本合意書に基づき、本件経営統合を行うことにより、STJがコナカの完全子会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築した上でSTJの持続的成長を推進していくことにつき、具体的な協議・検討を進めてまいりましたが、本日、正

式に最終的な合意に至りました。なお、STJにおきましては、2024年5月29日開催予定の定時株主総会において、現行定款の事業年度変更に係る定款変更についても株主の皆様にお諮りする予定です。

本件経営統合後、両社はこれまで以上に、情報や人的資源の共有を進め、経営資源を相互に有効活用してまいります。また、STJは、上場企業として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、上場維持に伴うその他の経営負担の削減を図ることができるとともに、支配株主であるコナカと他の少数株主の皆様との間における潜在的な利益相反関係が解消され、効率的な経営体制の下で、事業戦略へ経営資源を集中することが可能となると見込んでおります。結果として、中長期的な観点から、STJを含むコナカグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

## 2. 本件経営統合の基本理念と目的

両社は、本件経営統合を通じて、柔軟かつ迅速な意思決定をはじめとした効率的な経営体制を構築し、グループとしての総合力を一段と発揮し、顧客の求める付加価値をスピーディーに提供することによって、グループ全体の企業価値の向上を目指してまいります。

## 3. 本件経営統合により見込まれる相乗効果

- (1) 経営統合することにより、これまでにも増して迅速かつ効率的な意思決定の下、コナカのリソースを活用することによるSTJ本部系の業務効率化の促進と、全方位的かつ抜本的な構造改革施策を速やかに断行し、最速で収益力の改善を達成いたします。
- (2) STJグループが展開する主要販路である百貨店、都市型商業施設、モール型商業施設およびEC販路に対しこれまで培ってきた事業ノウハウを、コナカグループ内で有効活用することで、グループにおける事業ポートフォリオの最適化に寄与します。
- (3) コナカの事業領域において、コナカの事業ノウハウを活かした新商品を開発し、新規顧客の獲得とSTJ事業の販路を拡大いたします。
- (4) STJグループの保有するレディースファッション領域の事業ノウハウを活かして、コナカは今後より幅広く市場を捉え、コナカグループ全体としての更なる事業成長を促進いたします。

## 4. 本件経営統合の要旨

### (1) 本件経営統合の日程

2024年2月20日		本件基本合意書締結の両社取締役会決議 本件基本合意書締結
2024年4月10日	(本日)	本件株式交換契約締結の両社取締役会決議 本件株式交換契約締結
2024年5月29日	(予定)	定時株主総会および普通株主による種類株主総会 (STJ)
2024年6月26日	(予定)	売買最終日(STJ)
2024年6月27日	(予定)	上場廃止日(STJ)
2024年7月1日	(予定)	本件株式交換効力発生日
(注1)		上記日程は、本件経営統合に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、関係者間で協議の上、変更されることがあります。
(注2)		コナカは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本件株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく本件株式交換を行う予定

です。

## (2) 本件株式交換の方式

コナカを株式交換完全親会社、STJ を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本件株式交換は、STJ については、2024 年 5 月 29 日に開催予定の定時株主総会および普通株主による種類株主総会にて、本件株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、コナカについては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに行う予定です。

## (3) 本件株式交換に係る割当ての内容

	コナカ (株式交換完全親会社)	STJ (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当比率	1	0.155
本件株式交換により 交付する株式数	コナカの普通株式：4,175,840 株（予定）	

### (注 1) 株式の割当比率

STJ 株式 1 株に対して、コナカの普通株式（以下「コナカ株式」といいます。）0.155 株を割当交付いたします。なお、コナカが保有する STJ 株式 38,910,226 株および STJ の A 種種類株式 18 株（2023 年 9 月 30 日時点）については、本件株式交換による割当ては行いません。

なお、上記の本件株式交換に係る割当比率（以下「本件株式交換比率」といいます。）は、算定根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議および合意の上、変更することがあります。

### (注 2) 本件株式交換により交付するコナカ株式の株式数

コナカは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりコナカが STJ の発行済株式（ただし、コナカが保有する STJ 株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における STJ の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、コナカを除きます。）に対して、その保有する STJ 株式の株式数の合計に本件株式交換比率を乗じた数のコナカ株式を割当交付する予定です。コナカは、かかる交付にあたり、新たに発行する株式を充当する予定です（ただし、コナカの判断により、上記に従い割当交付されるコナカ株式の一部として、コナカが保有する自己株式を充当する可能性があります。）。

なお、STJ は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本件株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。本件株式交換によって交付する株式数は、STJ の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

### (注 3) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、コナカの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる STJ の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、所有されている STJ 株式が 646 株未満である STJ の株主の皆様は、コナカの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、STJ の全株主の 7 割を超える株主（2024 年 2 月 29 日時点の STJ の株主名簿による割合であり、現在は異なる可能性があります。）が該当するものと思われます。コナカの単元未満株式を保有することとなる STJ の株主の皆様については、本件株式交換の効力発生日以降、コナカ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、コナカの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをコナカに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項およびコナカの定款第10条に基づき、コナカの単元未満株式を保有する株主の皆様が、コナカに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元100株となる数のコナカ株式を売り渡すことを請求し、これをコナカから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換に伴い、コナカ株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるSTJの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するコナカ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(4) 本件株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

STJは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はございません。

## 5. 本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

コナカおよびSTJは、本件株式交換に用いられる上記4.(3)「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、コナカは株式会社AGS FAS（以下「AGS」といいます。）を、STJは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

コナカにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、コナカの第三者算定機関であるAGSから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、コナカの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、STJにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、STJの第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、STJがコナカに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、ならびに支配株主であるコナカとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本件特別委員会」とい）、その詳細については下記(4)

「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」をご参照ください。）からの指示、助言および2024年4月10日付で受領した答申書（詳細については、下記10.(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。そして、本件株式交換比率については、下記

(2) ②「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、STJの少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、STJにお

いて、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、コナカおよび STJ は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、コナカおよび STJ は、本件株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本件株式交換比率は、本件株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称および両社との関係

コナカの第三者算定機関である AGS および STJ の第三者算定機関である野村證券はいずれも、コナカおよび STJ の関連当事者には該当せず、コナカおよび STJ からは独立した算定機関であり、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

AGS は、コナカ株式および STJ 株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価手法による、コナカ株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の STJ 株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法（基準日①）	0.213～0.260
市場株価法（基準日②）	0.218～0.238
DCF 法	0.112～0.185

市場株価法に関しては、2024 年 2 月 20 日付プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、市場株価を参照する場合には、原則として、本件基本合意書の締結を公示した日の前営業日である 2024 年 2 月 19 日を算定基準日とすることが望ましいと考えているため、2024 年 2 月 19 日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、東京証券取引所における基準日①の株価終値、基準日①までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間および 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を、ならびに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、2024 年 4 月 9 日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、東京証券取引所における基準日②の株価終値、基準日②までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間および 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

DCF 法に関しては、コナカについては、コナカが作成した 2024 年 9 月期から 2027 年 9 月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、STJ については、STJ が作成した 2024 年 2 月期から 2029 年 2 月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

AGS は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料および情報の正確性または完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で AGS に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。両社およびそ

の関係会社の全ての資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない。）について、個別の資産および負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。AGS は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両者の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討または作成されていることを前提としており、コナカの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGS の算定は、2024 年 4 月 9 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、AGS が提出した株式交換比率の算定結果は、本件株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

AGS が DCF 法による算定の前提としたコナカの事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024 年 9 月期においては、コナカ業態、スーツセレクト業態およびディファレンス業態の 3 業態における販管費率の改善効果等の影響により、営業利益は前年度から 1,368 百万円の増益となることが見込まれております。2025 年 9 月期および 2026 年 9 月期においては、STJ の新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の進行ならびに不採算店舗の撤退を含む売上原価率および販管費率の改善施策等の影響により、2025 年 9 月期は、営業利益は前年度から 192.9% の増益となり、フリー・キャッシュ・フローは前年度から 107.9% の増加が見込まれており、2026 年 9 月期は、営業利益は前年度から 62.0% の増益を見込んでおります。一方、AGS が DCF 法による算定の前提とした STJ の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024 年 2 月期、2025 年 2 月期、2026 年 2 月期、2027 年 2 月期および 2028 年 2 月期において、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の進行ならびに不採算店舗の撤退を含む売上原価率および販管費率の改善施策等の影響により、2024 年 2 月期は、営業利益は前年度から 691 百万円の赤字幅縮小となり、2025 年 2 月期においては、利益率改善により営業利益は前年度から 414 百万円の赤字幅縮小となり、営業損失の縮小および店舗売却による敷金の回収等によりフリー・キャッシュ・フローは前年度から 859.5% の増加となり、2026 年 2 月期においては、利益率改善により営業利益は前年度から 1,114 百万円の増益となり、2027 年 2 月期においては、利益率改善により営業利益は前年度から 32.0% の増益となり、2028 年 2 月期においては、利益率改善により営業利益は前年度から 131.2% の増益となり、フリー・キャッシュ・フローは前年度から 106.0% の増加を見込んでおります。

また、両社の本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本件株式交換の実行により実現することが期待されるコナカから STJ への金融支援の影響を反映しており、当該財務予測は本件株式交換の実行を前提としております。

野村證券は、コナカについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。STJ については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるコナカ株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の STJ 株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法（基準日①）	0.213～0.260
市場株価平均法（基準日②）	0.218～0.238
DCF 法	0.131～0.212

なお、市場株価平均法については、2024年2月20日付プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、両社は市場株価を参照する場合には、原則として、本件基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年2月19日を算定基準日とすることが望ましいと考えているため、2024年2月19日を算定基準日（基準日①）として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、加えて、野村證券は直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、2024年4月9日を算定基準日（基準日②）として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

DCF 法では、コナカについては、コナカが作成した2024年9月期から2027年9月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、STJについては、STJが作成した2024年2月期から2029年2月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております（なお、コナカの財務予測にはSTJが作成した財務予測が含まれます。また、STJの財務予測の作成に関して、コナカの取締役社長 CEO グループ代表を兼務している湖中謙介氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、一切の関与を行っておりません。）。DCF 法における継続価値の算定については永久成長法およびマルチプル法を採用しております。具体的には割引率はコナカについては、4.25%～5.25%を、STJについては、5.25%～6.25%を使用しております。永久成長率法では両社ともに永久成長率-0.25%～0.25%を使用して算出しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報および野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性についての検証は行っておりません。両社およびその関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。コナカおよびSTJの財務予測その他将来に関する情報については、コナカの経営陣およびSTJの経営陣によりそれぞれ現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2024年4月9日までに野村證券が入手した情報および経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、STJの取締役会が本件株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

野村證券が DCF 法による算定の前提としたコナカの財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年9月期においては、コナカ業態、スーツセレクト業態およびディファレンス業態の3業態における販管費率の改善効果等の影響により、1,363百万円の増益となり、黒字に転換することを見込んでおります。2025年9月期から2026年9月期においては、STJの新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の進行ならびに不採算店舗の撤退を含む売上原価率および販管費率の改善施策等の影響による大幅な増益により、営業利益は2025年9月期においては前事業年度から183.8%の増益、2026年9月期においては前事業年度から64.4%の増益となることを見込んでおります。2025年9月期においては、前事業年度に見込まれていたSTJの固定資産売却収入の剥落により、フリー・キャッシュ・フローは前事業年度から40.7%の減少となることを見込んでおります。一

方、野村證券が DCF 法による算定の前提とした STJ の財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024 年 2 月期、2025 年 2 月期、2026 年 2 月期、2027 年 2 月期および 2028 年 2 月期においては、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低迷からの正常化の進行ならびに不採算店舗の撤退を含む売上原価率および販管費率の改善施策等の影響により、営業利益は 2024 年 2 月期においては前事業年度から 686 百万円の増益、2025 年 2 月期においては前事業年度から 393 百万円、2026 年 2 月期においては前事業年度から 1,081 百万円の増益となり、黒字に転換を、2027 年 2 月期においては前事業年度から 36.3% の増益、2028 年 2 月期においては前事業年度から 144.1% の増益となることを見込んでおります。また、2025 年 2 月期においては、利益率改善および店舗売却による固定資産売却収入により、フリー・キャッシュ・フローは前事業年度から 761.9% の増加を、ならびに 2026 年 2 月期においては、前事業年度に見込まれていた固定資産売却収入の剥落により、フリー・キャッシュ・フローは前事業年度から 66.4% の減少となることを見込んでおります。なお、両社の財務予測は、現在予定されているコナカから STJ への金融支援の影響を反映しておりますが、本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、両社の財務予測には加味されておりません。

### (3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本件株式交換により、その効力発生日（2024 年 7 月 1 日を予定）をもって、STJ はコナカの完全子会社となり、STJ 株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2024 年 6 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は 2024 年 6 月 26 日）となる予定です。なお、現在の本件株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、STJ 株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本件株式交換により STJ の株主の皆様に割り当てられるコナカ株式は東京証券取引所に上場されており、本件株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において STJ 株式を 646 株以上保有し、本件株式交換によりコナカ株式の単元株式数である 100 株以上のコナカ株式の割当てを受ける STJ の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 646 株未満の STJ 株式を保有する STJ の株主の皆様には、コナカ株式の単元株式数である 100 株に満たないコナカ株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本件株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするコナカの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、コナカに対し、その保有する単元未満株式を買取ることを請求することができる。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をコナカから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 4. (3) 「本件株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本件株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 4. (3) 「本件株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、STJ の株主の皆様は、最終売買日である 2024 年 6 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する STJ 株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

本件経営統合は、コナカが、既にSTJ株式38,910,226株（2023年11月30日現在の発行済普通株式総数65,851,417株から自己株式数282株を減じた株式数に占める保有割合にして59.09%）を保有しており、STJはコナカの連結子会社に該当することから、本件株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

コナカは、コナカおよびSTJから独立した第三者算定機関であるAGSを選定し、2024年4月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、STJは、コナカおよびSTJから独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2024年4月10日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、コナカおよびSTJは、いずれも、各第三者算定機関から本件株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

本件経営統合の法務アドバイザーとしてコナカは熊谷・田中・津田法律事務所を、STJはアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、それぞれ本件経営統合の諸手続および意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、熊谷・田中・津田法律事務所およびアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれもコナカおよびSTJから独立しており、重要な利害関係を有しません。

##### ③ STJにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

STJは、2024年2月20日、本件経営統合に係るSTJの意思決定に慎重を期し、また、STJ取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることがSTJの少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、コナカと利害関係を有しておらず、コナカおよびSTJから独立したSTJの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている守屋宏一氏および伊串久美子氏ならびにSTJの社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている佐伯章二氏、野本昌城氏および大橋一生氏の5名により構成される本件特別委員会を設置し、本件経営統合を検討するに当たって、本件特別委員会に対し、(i) 本件経営統合の目的は合理的と認められるか（本件経営統合がSTJの企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本件経営統合の条件（本件株式交換における株式交換比率を含む。）の妥当性が担保されているか、(iii) 本件経営統合において、公正な手続を通じたSTJの株主の利益への十分な配慮がなされているか、および(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本件経営統合はSTJの少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下(i)乃至(iv)を総称して「本件諮問事項」といいます。）について諮問しました。

本件特別委員会は、2024年2月20日から2024年4月9日までに、会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、STJが選任した第三者算定機関である野村證券および法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業につき、いずれ

も独立性および専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、STJ からは、本件経営統合の目的、本件経営統合に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる STJ の財務予測の作成手続および内容、本件経営統合の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、コナカに対して本件経営統合の目的等に関する質問状を送付した上で、コナカから、本件経営統合の目的、本件経営統合に至る背景・経緯、本件経営統合を選択した理由、本件経営統合後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、STJ の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本件経営統合に係る STJ の取締役会の意思決定の方法・過程等、本件特別委員会の運用その他の本件株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、コナカに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けております。さらに、STJ は、野村證券を通じて、財務・税務デュー・ディリジェンスを実施し、報告を受けております。加えて、STJ の第三者算定機関の野村證券から株式交換比率の算定方法および算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件特別委員会は、コナカと STJ との間における本件株式交換に係る協議・交渉の経緯および内容につき適時に報告を受けた上で、コナカから本件株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、STJ に意見する等して、コナカとの交渉過程に関与しております。

本件特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議および検討を行い、本件株式交換は、STJ の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2024 年 4 月 10 日付で、STJ の取締役会に対して提出しております。本件特別委員会の意見の概要については、下記 10. (3) 「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

④ STJ における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本件経営統合に関する議案を決議した本日開催の STJ の取締役会においては、STJ の取締役のうち、コナカの取締役社長 CEO グループ代表を兼務している湖中謙介氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本件経営統合に関する取締役会の審議および決議には参加しておらず、STJ の立場においてコナカとの協議・交渉にも参加しておりません。その上で、STJ 取締役会において、上記の理由により本件経営統合に関する審議および決議には参加していない湖中謙介氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本件株式交換契約の締結につき決議しております。

また、上記の取締役会においては、STJ の監査役 3 名が出席し、その全員が上記決議につき異議がない旨の意見を述べております。

## 6. 本件経営統合の当事会社の概要

### (1) 会社概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名 称	株式会社コナカ	株式会社サマンサタバサ ジャパンリミテッド
本 店 所 在 地	神奈川県横浜市戸塚区品濃町 517 番地 2	東京都港区三田一丁目 4 番 1 号
代表者の役職・氏名	取締役社長 CEO グループ代表	代表取締役社長

	湖中 謙介	米田 幸正
事 業 内 容	ビジネスウェアおよびその関連洋品ならびにバッグおよびアパレルの企画・製造・販売等	バッグ、ジュエリーおよびアパレルの企画・製造・販売等
資 本 金	5,305 百万円 (2023年9月末現在)	100 百万円 (2023年11月末現在)
設 立 年 月 日	1973年11月28日	1994年3月10日
発 行 済 株 式 総 数	31,146,685 株 (2023年9月末現在)	65,851,417 株 (2023年11月末現在)
決 算 期	9月末日	2月末日
従 業 員 数	2,410 人 (連結) (2023年9月末現在)	1,851 人 (連結) (2023年2月末現在)
販売先	一般消費者	一般消費者
主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行
大株主および持株比率	湖中 謙介 7.46% 日本マスタートラスト信託銀行株 (信託口) 6.47% コナカ従業員持株会 5.97% 湖中 博達 3.22% 甲陽ハウジング有 2.73% SHOWA GROUP株 2.68% 株三井住友銀行 2.58% 湖中 雄介 2.38% 湖中 龍介 2.27% 株クラウンプライズ (2023年9月末現在) 2.05%	株式会社コナカ 59.09% 寺田 和正 16.78% 清水 優 0.53% 平野 秀和 0.52% 楽天証券株式会社 0.47% 河原塚 隆史 0.35% 常盤 静朗 0.31% 金室 貴久 0.30% 上本町アセットマネジメント合同会社 0.26% 酒井 孝敏 0.25%
当事会社間の関係		
資 本 関 係	コナカがSTJ普通株式38,910千株(議決権保有割合59.09%)およびSTJA種種類株式(無議決権種類株式)18株を保有しております。(2023年8月末現在)	
人 的 関 係	STJの取締役1名がコナカの取締役社長CEOグループ代表を兼任しております。	
取 引 関 係	STJとコナカとの間で、借入の金融取引があります。また、コナカはSTJによる金融機関からの借入の一部について、債務保証を行っております。そのほか、STJとコナカとの間で2019年9月に資本業務提携契約を締結し、商品売買取引および商品販売の促進に関する取引等があります。	
関連当事者への該当状況	コナカは、STJの親会社であることから、関連当事者に該当します。	

(2) 直近3年間の業績概要(単位:百万円。特記しているものを除く。)

決 算 期	コナカ			STJ		
	2021年	2022年	2023年	2021年	2022年	2023年

	9月期	9月期	9月期	2月期	2月期	2月期
純 資 産	25,051	19,797	19,437	6,792	2,517	479
総 資 産	58,835	54,307	50,612	24,067	20,574	16,354
1 株 当 た り 連結純資産(円)	801.70	657.10	648.55	99.74	33.86	1.49
売 上 高	58,584	63,174	65,797	22,594	25,366	25,241
連結営業損失(△)	△7,825	△3,255	△912	△3,521	△2,755	△1,717
連結経常損失(△)	△6,516	△2,193	△684	△3,599	△2,495	△1,548
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△1,938	△3,231	△161	△10,049	△4,152	△1,996
1 株 当 た り 連結当期純損失(△)	△66.56	△110.99	△5.52	△186.23	△63.06	△30.31
1株当たり配当金(円)	20.00	20.00	20.00	-	-	-

## 7. 本件経営統合後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社コナカ
(2) 所在地	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長CEO グループ代表湖中謙介
(4) 事業内容	ビジネスウェアおよびその関連洋品ならびにバッグおよびアパレルの企画・製造・販売等
(5) 資本金	未定(現時点では確定しておりません。)
(6) 決算期	9月末日
(7) 純資産	未定(現時点では確定しておりません。)
(8) 総資産	未定(現時点では確定しておりません。)

## 8. 会計処理の概要

コナカ連結決算において、本件株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

## 9. 今後の見通し

STJは、既にコナカの連結子会社であり、本件経営統合によるコナカおよびSTJの業績への影響については、いずれも軽微である見込みです。

## 10. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況  
本件経営統合は、コナカがSTJの親会社であり支配株主に当たることから、STJにとって支配株主との取引等に該当します。

STJが2023年5月31日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会において取引内容および条件の妥当性等を検討し、審議、決議により決定いたしております。」と記載しております。

STJは、上記5.(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、本件株式交換について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、株式交換比率を決定し、本件株式交換を行う予定です。

したがって、本件株式交換は、上記のSTJの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本件株式交換は、STJにとって支配株主との取引等に該当することから、STJは、公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本件株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記5.(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

## (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

STJは、上記5.(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、本件株式交換に係るSTJの意思決定に慎重を期し、また、STJ取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることがSTJの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本件特別委員会を設置し、本件諮問事項について、諮問いたしました。

その結果、STJは、本件特別委員会から、2024年4月10日付で、大要以下のとおりの答申書を受領いたしました。

### (i) 本件経営統合の目的は合理的と認められるか（本件経営統合がSTJの企業価値向上に資するかを含む。）

- ・ 本件経営統合に至る経緯について、①STJグループの、2020年2月期より2023年2月期まで4期連續の営業損失、経常損失および2017年2月期より2023年2月期まで7期連續の親会社株主に帰属する当期純損失の計上等の事実と、それらを受けた、2022年下半期以降の「Reborn計画」の立案と取り組み、②2024年2月期のSTJの財務状況の見通し、③STJが合併等の実質的存続性喪失に係る猶予期間内に入っており、上場廃止のおそれがあるものの、当該期間内に新規上場審査への適合審査の申請を行うことは困難であるとの判断、④本件経営統合により、STJが上場廃止になった場合にSTJのステークホルダーに多大な影響を及ぼすことを回避し、STJグループ全体の企業価値を向上させるという目的、⑤本件経営統合により、STJとコナカの間での経営資源の有効活用、STJの上場維持に伴う経営負担の削減、STJの経営体制の効率化による事業戦略への経営資源の集中が可能となり、STJを含むコナカグループ全体の中長期的な企業価値向上に資するという考え方等に特段不合理な点は見当たらず、本件経営統合を実施する必要性が認められる。
- ・ 本件株式交換により見込まれる相乗効果について、①迅速で効率的な意思決定によるコナカのリソースを活用した業務効率化の促進および構造改革施策による早期の収益力の改善、②STJグループの事業ノウハウの活用による、コナカグループ内の事業ポートフォリオの最適化、③コナカの事業ノウハウを活かした新商品の開発による新規顧客獲得および販路拡大、④STJグループの事業ノウハウを活かしたコナカグループ全体の事業成長の促進等が見込まれることに関するSTJの説明内容に特段不合理な点は見当たらず、これらの相乗効果について実現可能性も認められる。

- ・ 以上を総合的に考慮すると、本件経営統合は、STJ の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められる。

(ii) 本件経営統合の条件（本件株式交換における株式交換比率を含む。）の妥当性が担保されているか

- ・ 本件経営統合は上記(i)に列記した各事情のもとでコナカによる STJ の完全子会社化を目的とするものであるところ、STJ が本件経営統合において株式交換の手続を選択すること、またその対価をコナカの株式とすることは、いずれも妥当なものと考えられる。
- ・ STJにおいて、本件株式交換比率の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得し、これを基礎として STJ における本件経営統合の必要性等を考慮して本件株式交換比率の検討を行ってきた。
- ・ STJにおいて、独立のアドバイザーおよび第三者算定機関を起用し、本件経営統合全般の条件交渉に関する助言を得ている。
- ・ 第三者算定機関作成の株式交換比率算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法および内容は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。
- ・ なお、市場株価の相対比較においてはディスカウント状態となっており、また、同種の他の株式交換事例のプレミアムと比較して、必ずしも十分な水準ではないとの評価も考えられる。しかしながら、STJ は、合併等による実質的存続性喪失の猶予期間（2020 年 7 月 21 日から 2024 年 2 月 29 日まで）が経過し、2024 年 3 月 1 日付で監理銘柄（確認中）に指定されており、本件経営統合が行われない場合、STJ 株式の上場廃止が決定される可能性が現実的に存在する状況が認められる。また、STJ はコナカから様々な財務支援を受けているところ、STJ の現在の財務状況に鑑みれば、現在の STJ の株価水準はコナカによるこれらの財務支援を前提としている可能性が高い。本件経営統合が行われない場合、かかる財務支援が終了し、現在の STJ 株式の株価水準を維持できなくなる可能性も相応に考えられる。これらの状況に鑑みれば、本件株式交換比率について、STJ 株式の現在の株価水準に照らしてディスカウントになること自体が、直ちに不合理とはいえないと考えられる。このことは、本件経営統合に関する基本合意の事実が公表された 2024 年 2 月 20 日より後の期間において、2024 年 4 月 4 日付プレスリリースによる STJ 業績予想の下方修正後も含めて、STJ 株式の株価変動が限定的であることからも裏付けられるといえる。そして、(a) 本件株式交換比率が DCF 法による算定結果のレンジの範囲内にあることに加え、(b) 取締役会で決議を予定している本件株式交換比率（STJ 株式：コナカ株式 = 1 : 0.155）に至るまで、コナカによる本件株式交換比率の初回提案である STJ 株式：コナカ株式 = 1 : 0.150 から、コナカの強固な姿勢に対して、STJ としてコナカに複数回にわたり再考を求め、STJ とコナカの間で複数回の交渉を経ており、当該交渉は独立当事者間の交渉と理解できること、(c) STJ における今後の全方位的かつ抜本的な構造改革施策の速やかな断行のためには、現在、STJ を取り巻く事業環境および経営課題を踏まえると、本件経営統合をこの機会に積極的に実施すべき合理性が認められること、(d) 本件経営統合としての本件株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、STJ の少数株主は、本件株式交換により交付されるコナカ株式を通じて本件経営統合後のシナジー効果を享受できると考えられることから、市場株価の相対比較においてはディスカウント状態となっており、また、同種の他の株式交換事例のプレミアムと比較して必ずしも十分な水準ではないからといって、本件株式交換比率の合理性が否定されるものではないと考えられる。
- ・ 本件株式交換においては会社法上の株式買取請求の制度によって少数株主の経済的な利益の確保を図ることが可能である。

- ・ 本件経営統合においては、公正な手続を通じた STJ の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、本件株式交換比率を含む本件経営統合の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、本件株式交換比率を含む本件経営統合の条件の妥当性は確保されていると認められる。

(iii) 本件経営統合において、公正な手続を通じた STJ の株主の利益への十分な配慮がなされているか

- ・ STJ は、意思決定の過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが STJ の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本件特別委員会を設置している。本件特別委員会の設置時期に不合理な点は認められず、また、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。STJ が選任したファイナンシャル・アドバイザーおよびリーガル・アドバイザーは、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを STJ のアドバイザーとして承認している。さらに、STJ 取締役会において本件特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。
- ・ STJ は、独立したファイナンシャル・アドバイザーに本件株式交換比率に係る算定を依頼した上で、株式交換比率算定書を取得し、本件経営統合の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、STJ は、独立したリーガル・アドバイザーから本件経営統合の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けている。
- ・ STJ は、本件特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、本件特別委員会において確認された当該協議および交渉方針の下にコナカとの交渉が進められた。
- ・ STJ 取締役のうち、コナカの取締役社長 CEO グループ代表を兼務している湖中謙介氏は、STJ の立場で本件経営統合の条件に係る協議および交渉に参加していない。また、2024 年 4 月 10 日開催予定の STJ 取締役会において予定されている本件経営統合に関する議案の採決方法についても、同氏は審議・採決に参加しない予定である。その他、本件経営統合に係る協議、検討および交渉の過程で、本件経営統合に特別な利害関係を有する者が STJ 側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。
- ・ 本件経営統合に係るプレスリリースおよび臨時報告書においては、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、本件経営統合においては、公正な手続を通じた STJ の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本件経営統合は STJ の少数株主にとって不利益ではないと考えられるか

- ・ 上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本件経営統合は、STJ の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

## 11. その他

### (1) 定款の変更

#### ① 変更の理由

STJ の親会社であるコナカの事業年度の末日は 9 月末であるところ、タイムリ

## 一な業績把握開示の実現を図るため

### ② 定款変更の内容

(変更箇所は下線)

現行定款	変更案
<p>(基準日) 第7条 当会社は、毎年<u>2月末</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第7条 当会社は、毎年<u>8月31</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p>
<p>(事業年度) 第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1</u>日から翌年<u>2月末</u>日までとする。</p>	<p>(事業年度) 第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>9月1</u>日から翌年<u>8月31</u>日までとする。</p>
<p>(剰余金の配当) 第47条 剰余金の配当は、毎年<u>2月末</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当) 第47条 剰余金の配当は、毎年<u>8月31</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当) 第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) 第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月末</u>日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
	<p><u>附則</u> <u>第1条 第46条(事業年度)の規定にかかるわらず、2024年3月1日から始まる第31期事業年度は、2024年8月31日までの6ヶ月とする。</u> <u>第2条 附則第1条及び本条は、第31期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>

### (2) 決算期（事業年度の末日）の変更

STJは、本日開催の取締役会において、2024年5月29日開催予定の定時株主総会において現行定款の事業年度変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度末日）の変更を行うことを決議いたしました。

① 変更の理由

STJ の親会社であるコナカの事業年度の末日は 9 月末であるところ、タイムリーな業績把握開示の実現を図るため

② 変更の内容

現在：毎年 2 月末日

変更後：毎年 8 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 31 期は、2024 年 3 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日までの 6 ヶ月決算となる予定です。

以上